

プロジェクト 税効果会計

第 310 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

項目 一会計方針の変更又は会計上の見積りの変更との関係に関する論点

本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準委員会（第 310 回、2015 年 4 月 30 日開催）で議論された項目のうち、会計方針の変更又は会計上の見積りの変更との関係に関する論点について聞かれた主な意見をまとめたものである。

聞かれた意見の概要

2. 第 310 回企業会計基準委員会では、事務局提案に対して以下の意見が聞かれた。
 - ① 適用指針案は監査委員会報告第 66 号における企業の分類に応じた取扱いを基本的に踏襲した上で、運用上の問題点に対応して明確化や改善を図っているものであり、適用による影響額を期首の利益剰余金に加減する取扱いは違和感がある。仮に影響額を損益に反映させたときに、決算数値に重要な影響を及ぼす可能性があるとしても、税率差異の注記などにおいて説明されることが想定され、実質的な問題は生じ得ないと考えられる。
 - ② 今回の適用指針案の影響による損益が当期に帰属するかどうか疑念が生じかねない点については、固定資産の減損による損失についても当期に帰属するとは必ずしも言えない点で同じである。また、適用による影響額を期首の利益剰余金に反映することとした場合、分類変更による操作性の余地が生じる懸念がある。
 - ③ 繰延税金資産の回収可能性の判断を取り扱う適用指針案は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なケースに類似している。その観点からは、減価償却方法の変更のように会計方針の変更として取り扱ったうえで、会計上の見積りの変更と同様に、変更による影響額を損益に反映させる処理と整合的になるように、経過的な取扱いとして適用による影響額の全額を損益に計上することは一定の論拠がある。

聞かれた意見に対する事務局の見解

3. 第 2 項①の意見について、適用指針案は、監査委員会報告第 66 号に定められる繰

延税金資産の計上額を算定するための会計処理の原則及び手続を変更する内容を含んでいる。適用指針案が公表されたことにより企業がこれまで採用していた会計処理の原則及び手続と異なる会計処理の原則及び手続を行うことにより、財務諸表の数値に差異が生じる場合、会計方針の変更として取り扱うことになると考えられる。

4. 第2項②の意見について、固定資産の減損損失は、減損の兆候が生じた期において回収可能価額が帳簿価額を下回ったことを受け、すなわち事実の変化に基づき会計処理を行うものであり、ルールの変更による議論とは性格が異なると考えられる。

また、分類変更については、その変更理由が分類変更を行った期間に生じたものかどうか、期首における分類との整合性を含めて説明が求められることから、必ずしも操作性の余地が高いとは言えないと考えられる。

5. さらに、第2項③の意見については、遡及基準における減価償却方法の取扱いは、減価償却方法の変更が計画的・規則的な償却方法の中での変更であることから、その変更は会計方針の変更であるものの、その変更の場面においては固定資産に関する経済的便益の消費パターンに関する見積りの変更を伴うものと考えられることから、会計上の見積りの変更と同様の会計処理を行うものとしている（遡及基準第62項）。これは、固定資産に関する経済的便益の消費パターンの変動に関する新たな情報と捉えているものと考えられる。

一方、今回の適用指針案には、監査委員会報告第66号とは異なる会計処理になるものと異なる会計処理が含まれると考えられ、適用指針案が公表されたことにより企業がこれまで採用していた会計処理の原則及び手続と異なる会計処理の原則及び手続を行うことにより、財務諸表の数値に差異が生じる場合、会計方針の変更として取り扱うことになると考えられる。このため、遡及基準における減価償却方法の変更に関する考え方のように消費パターンの変動を新たな情報に基づくものであると捉えて会計上の見積りの変更と扱うケースとは異なるものと考えられる。

以上